

## 松田信哉司法書士法人

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町4番11号  
Phone 0956-25-1737 Fax 0956-25-1736  
E-mail info@ms-shiho.com

### 相続登記必要書類（法定相続の場合）

#### 被相続人（亡くなられた方）

- 戸籍謄本及び除籍謄本（婚姻前の生まれた頃から亡くなられた時までのものすべて）  
※取得の際に役所で「相続登記に必要な除籍謄本等全てを」とお伝えください。
- 戸籍の附票（改正されている場合は改正前のもの（改正原戸籍の附票）も必要。また、改正前に亡くなられている場合も改正前の改正原戸籍の附票が必要。）
- 住民票（又は住民票の除票）
- 権利証書（戸籍の附票で登記簿上の住所から最後の住所までの履歴が証明できない場合に必要）

#### 相続人全員（名義人になられる方）

- 戸籍謄本（被相続人と同一の場合は不要）
- 住民票（本籍地記載が望ましい）
- 委任状（登記申請用）
- 固定資産評価証明書（又は固定資産税通知書。最新のもの）
- 身分証明書写し（免許証、パスポートなど）
- 登記費用

#### その他

- \* 登記簿謄本（物件がその他の書類で確認できれば無くても結構です）
- \* 委任状は当事務所で作成します。
- \* 戸籍除籍・戸籍の附票・住民票など印鑑証明書以外の書類は当事務所で取得可能です（費用別途）。
- \* 戸籍・除籍・印鑑証明書・住民票に証明期限はありません。

### 登記費用について

固定資産評価額を基に算定されます。  
司法書士報酬と登記申請時に登録免許税の納付が必要です。

司法書士報酬 固定資産評価額、物件の場所・数、申請件数などにより異なります。

登録免許税	土地 固定資産評価額×4/1000	} 平成29年4月1日現在
	建物 固定資産評価額×4/1000	

例) 相続対象不動産が土地1筆及び建物1個、この固定資産評価額の合計が1000万円で相続人が1名の場合 約10万円（報酬＋登録免許税）